

公害防止計画制度の運用改善に向けた取組の経緯

昭和45年の第1次公害防止計画策定以降、各地域の計画策定が一巡するのを機に、昭和57年、昭和62年、平成4年、平成9年及び平成13年の5度にわたり、「公害防止計画制度の今後のあり方」について検討が行われ、中央環境（公害対策）審議会よりそれぞれ意見具申・答申がなされてきた。

これらの意見具申・答申に基づき、公害防止計画制度は、その都度、経済社会状況の変化、環境問題の態様の変化等を踏まえた運用面での改善・拡充が図られてきた。

昭和57年 意見具申	「公害防止計画の今後の在り方について」	
	背景	<ul style="list-style-type: none"> ・まだ相当の汚染がみられ、一層の努力が必要 ・都市活動、日常生活等要因が多岐にわたる公害の態様が複雑化、多様化 ・都市への人口集中など経済、社会条件が変化
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止計画が有する諸施策の総合調整機能を従来にも増して一層重視することが肝要 ・公害防止計画に以下の施策を積極的に取り上げることが必要 <ul style="list-style-type: none"> －湖沼等の富栄養化対策 －交通公害対策、交通施設周辺の土地利用の適正化 －廃棄物対策、汚泥や焼却灰の最終処分計画 ・石炭利用の増大に伴う問題への対策、地域の自主的な努力に基づく施策、公害防止対策事業の進行管理・総合化等の推進
昭和62年 意見具申	「社会経済条件及び公害の態様の変化に対応した公害防止計画のあり方について」	
	背景	<ul style="list-style-type: none"> ・都市・生活型公害の顕著化 ・先端技術産業の進展に伴う新たな環境負荷や、地下水汚染への対応が必要 ・公害の態様・地域的な広がりの変化に対して、対象地域の範囲が必ずしも的確に対応していない ・質の高い環境を求める国民のニーズ

	概要	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定要件の具体化を検討 ・今後の公害防止計画は、以下の施策に重点的に取り組むべき <ul style="list-style-type: none"> －都市地域の大气汚染対策 －交通公害対策 －閉鎖性水域等の水質汚濁対策 －廃棄物対策 －土地利用対策、自然環境の活用 ・広域公害に的確に対処するため、計画地域が連たんした地域での計画の同時策定、環境情報の体系的整備 ・環境影響評価等に基づく施策を計画に位置づけ、総合的な公害の未然防止に努める
平成4年 意見具申	「社会経済条件及び環境問題の態様の変化に対応した公害防止計画のあり方について」	
	背景	<ul style="list-style-type: none"> ・経済活動の活発化や国民のライフスタイルの変化等により、エネルギー消費量と環境負荷が増大 ・化学物質の利用拡大による土壌汚染等新たな環境問題が発生 ・都市地域における都市・生活型公害の改善の遅れ ・下水道や緑地など、環境保全面で大きな効果のある社会資本整備を積極的に推進することが必要 ・地球環境の保全や快適な環境の形成に関する国民のニーズ ・公害防止計画の推進を通じて、地域の環境、地球環境の保全に努めることは重大な責務
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定要件の具体化や評価の方法について検討 ・今後の公害防止計画は、以下の施策に重点的に取り組むべき <ul style="list-style-type: none"> －都市地域の大气汚染対策 －交通公害対策 －スパイクタイヤ粉じん対策 －都市内河川の水質汚濁対策 －閉鎖性水域の水質汚濁対策 －地下水汚染対策 －地盤沈下対策 －土壌汚染対策 －有害化学物質対策 －廃棄物対策 －土地利用対策

		<ul style="list-style-type: none"> ・広域公害に対する施策を引き続き計画に位置づけ、地域の総合的な対策を推進 ・環境影響評価等に基づく施策を計画に位置づけ、総合的な公害の未然防止に努める ・環境基準の達成維持とあいまって、より快適な環境の保全、創出や地球環境保全の観点も含めた地域の総合的な環境管理に取り組むことを期待
平成9年 意見具申	「環境基本計画に対応した今後の公害防止計画のあり方について」	
	背景	<ul style="list-style-type: none"> ・平成5年11月に「環境基本法」を制定、平成6年12月に「環境基本計画」を閣議決定 ・公害防止が環境基本計画の長期的な目標に資することを踏まえつつ、計画を策定する際には、以下の点について十分配慮することが必要 <ul style="list-style-type: none"> －環境への負荷の低減 －地球環境の保全 －自然と人間との共生 －各主体の環境保全への取組 －防災都市づくりへの取組
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の公害防止計画は、以下の施策に重点的に取り組むべき <ul style="list-style-type: none"> －都市地域の大气汚染対策 －交通公害対策 －都市内河川の水質汚濁対策 －閉鎖性水域の水質・底質汚濁対策 －地下水汚染対策 －地盤沈下対策 －土壌汚染対策 －化学物質の環境リスク対策 －廃棄物・リサイクル対策 －地球温暖化対策 －土地利用対策 ・広域的取組に関する連携体制等について計画に位置づけ、地域の総合的な公害対策を推進 ・環境影響評価等に基づく施策を計画に位置づけ、総合的な公害の未然防止に努める ・地域における独自の地域環境計画と公害防止計画の連携により、一層効果的な環境保全施策の実施を期待

平成13年 答申	「公害防止計画制度の運用の見直しについて」	
	背景	<ul style="list-style-type: none"> ・都市生活型公害の対策においては、規制措置や経済的措置等の幅広い施策の総合的推進が必要だが、現在の計画には十分に盛り込まれていない ・公害の態様は変化してきたが、計画地域の固定化が進んでいる ・地域の課題と、具体的施策及び達成目標との関連が不明確であり、都市生活型公害の解消につながりにくい
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ・策定指示の要件を明確化 <ul style="list-style-type: none"> －環境基準の超過項目の目安の明示 －健康項目と生活環境項目の重みづけ 等 ・策定指示の際に示す基本方針の見直し <ul style="list-style-type: none"> －公害防止計画に盛り込む地域の課題及びその目標の明確化・絞り込み（それ以外の課題については地域環境計画等の地域環境政策全般の枠組みの施策にゆだねる） －課題に対応した具体的な施策と達成目標の記載、公害財特法に基づく公害防止対策事業の明記 －計画の適切な進行管理と分析評価の実施

参考

○ 公防財特法の経過

制定	昭和46年5月26日	期限	昭和56年3月31日	※
(第1回延長)	昭和56年	期限	平成3年3月31日	
(第2回延長)	平成3年	期限	平成13年3月31日	
(第3回延長)	平成13年	期限	平成23年3月31日	

※ 附則において、経過措置として期限内に策定された計画にかかる事業も嵩上げの効力を有する旨規定。